

企業等との人事交流に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、企業等派遣研修実施要綱及び企業等職員受入れ研修要綱の規定に基づき、企業等との交流派遣及び交流受入（以下「人事交流」という。）を適正に行うために遵守すべき事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 交流派遣 都職員を、期間を定めてその身分を保有させたまま、都と企業等との間で締結した協定に基づき研修生として企業等へ派遣することをいう。
- 二 交流受入 企業等職員を、期間を定めてその身分を保有させたまま、都と企業等との間で締結した協定に基づき研修生として都に受け入れることをいう。
- 三 所管関係 企業等に対する法令の規定に基づく行政手続法第二条第二号に規定する処分、同条第三号に規定する許認可等及び法令の規定に基づく同条第六号に規定する行政指導（以下これらを総称して「処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該企業等との関係をいう。
- 四 補助関係 企業等に対する補助金、その他反対給付を受けない給付金（以下「補助金等」という。）の交付に関する事務を所掌するものと当該企業等との関係をいう。
- 五 契約関係 企業等との間で契約の締結及び履行に関する事務を所掌するものと当該企業等との関係をいう。

(適用除外)

第3条 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱により総務局長が指定する政策連携団体及び都が設立する地方独立行政法人（以下これらを総称して「政策連携団体等」という。）については、第4条から第6条までの規定を適用しない。ただし政策連携団体等との人事交流の実施に当たっては、当該政策連携団体等に対する処分等及び補助金等の交付並びに政策連携団体等との間で締結する契約に関して、公務の公正な執行に疑念を生じさせることのないように特に留意しなければならない。

(交流する企業等に係る制限)

第4条 人事交流の実施に当たっては、次の各号に従い、常にその適正な運用の確保に努めることとする。

- 一 人事交流を行おうとする日前2年以内に属する年度に所管関係及び補助関係にあった課及びその期間に課に属していた職員は、当該企業等との人事交流を行うことができない。
- 二 人事交流を行おうとする日前2年以内に属する年度に当該企業等と各局との契約の総額が1千万円以上であり、かつ、契約の総額が当該企業等の売上額又は仕入れ額等の総額に占める割合が10%（資本の額又は出資の総額が3億円以上あり、かつ、常時使用する従業員の数が300人以上の企業等にあつては5%）以上である場合、局及びその期間に契約の締結及び履行に関する事務に従事していた職員は、当該企業等との人事交流を行うことができない。
- 三 人事交流は、特定の業種又は特定の企業等に著しく偏ることのないようにしなければならない。
- 四 公務の公正な執行に疑念を生じさせるおそれがある企業等は対象から外すこととする。

(交流派遣職員に係る制限)

第5条 交流派遣職員は、派遣先企業等において、次の各号に掲げる業務に従事してはならない。

- 一 都に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務
- 二 都の派遣先企業等に対する法令の規定に基づく検査、臨検、搜索、差押えその他これらに類する行為への対応に関する

る業務

三 都に対する補助金等の申請に関する業務

四 都と派遣先企業等との間で締結する契約に関する業務

2 交流派遣の終了日後2年以内に属する年度の間は、交流派遣職員を次の各号に掲げる課又は職務に就けてはならない。

一 派遣先企業等と所管関係にある課

二 派遣先企業等と補助関係にある課

三 派遣先企業等と契約関係にある職務

(交流受入職員に係る制限)

第6条 交流受入職員は、都において、次の各号に掲げる課又は職務に就けてはならない。

一 派遣元企業等と主たる業種が同一の企業等と所管関係にある課

二 派遣元企業等と主たる業種が同一の企業等と補助関係にある課

三 都と派遣元企業等との間で締結する契約の締結及び履行に関する職務

2 派遣元企業等は、交流受入の終了日後2年以内に属する年度の間は、交流受入職員を次の各号に掲げる業務に従事させてはならない。

一 都に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 都の派遣元企業等に対する法令の規定に基づく検査、臨検、搜索、差押えその他これらに類する行為への対応に関する業務

三 都に対する補助金等の申請に関する業務

四 都と派遣元企業等との間で締結する契約の締結及び履行に関する業務

五 都に対する折衝又は都からの情報の収集を主として行う業務

(その他)

第7条 本基準により難い事情が生じた場合については、その都度、人事部長の承認を得て処理する。